

○馬捕之來歷

萬治三年七月家屋敷立引料の定書に、本座御小人・御草履取・御馬捕給銀七拾目。とあり。右御馬捕といへるは、御仲間とも呼べり。藩侯の召馬及び貸馬・貸馬の御者なり。舊藩中は馬奉行の裁許にて、御既の御仲間と稱し、上等の小者なり。諸士の馬捕をも、仲間とも別當とも呼べり。承應二年正月の達書等に如左あり。

覺

- 一、百二拾目・百五匁・九拾五匁 道具持
- 一、百目・九拾目・八拾五匁・七拾目 小者役人
- 一、七拾目・六拾五匁・五拾五匁 小者
- 一、六拾目・五拾目・四拾目 草履取
- 一、三拾五匁・二拾五匁 しきせ
- 一人扶持

右之通十村中にも被仰出候。給人之面々可得其意者也。

承應二年正月十八日

- 小幡 宮内
- 津田 玄蕃
- 長 九郎左衛門

小塚藤右衛門殿

西尾隼人殿

覺

役小者

一、百十匁より九十目迄

但、江戸其外他國詰仕候は、十五匁之増銀、江戸へ當座歸遣候者五匁、京へ三匁。

鎧持

- 一、百拾匁 上
- 一、百目 中
- 一、九拾目 下

但江戸其外他國詰仕候は、拾匁之増銀、江戸へ當座歸遣候者五匁、京都は三匁。

馬取

- 一、百目 上
- 一、八拾五匁 中
- 一、七拾目 下

右同斷 乗物かき小者

- 一、九拾五匁 上
- 一、八拾目 中
- 一、六拾五匁 下

右同斷

草履取

- 一、七拾目 上
- 一、六拾目 中
- 一、四拾五匁 下

右同斷

あらしこ

- 一、五拾目 上
- 一、四拾目 中
- 一、三拾五匁 下

右相違有間敷候。但相對を以御定より給銀少分に召置候儀は可爲勝手次第候。以上。

萬治四年正月廿五日

公事場

來春出替役人・鎧持・馬取・乗物かき・草履取あらしこ給銀、當春相極通可召抱候。此外増銀替申者於有之者可爲曲

事候條、御奉行迄可相斷候。御定之給銀より内者不苦候間、相對を以可召置事。

右之通寺社中へ急度可有御申觸候。

十二月廿三日

横山 右近
菊池 大學

右は寛文元年也。

按ずるに諸士の召仕ふ下僕の次第にても、馬捕は鎧持の引次にて、上等の小者也。藩侯の下僕も、三十人組小者の指次は、御馬捕仲間小者也。馬捕は馬を取扱ふゆゑの名稱にて、仲間の名はむかしは中間と書きたりけん、白山莊殿講中記録貞治二年の條に、佛眼坊、中間又次郎男と見え、汲古北微録に載せたる曆應三年十一月得江九郎頼貞申軍忠狀に中間源四郎、同二年十二月の軍忠狀に中間左近次郎信忠とあり。此の外記録共に中間の名彼は見たり。此は小人の上等にて、若黨と小者との間なる者ゆゑに中間とは呼びそめたるにや。また之を舍人といへり。和訓栞に、史奏紀の註に舍人立既内小吏官名といふに於ける成べし。大嘗會記にも櫛の舍人といひ、東鑑にも御既、舍人と見たり。と